

2020年12月17日

Press Release
報道関係各位



令和3年度薬価改定について

公益社団法人 日本薬剤師会は、加藤勝信官房長官、麻生太郎財務大臣、田村憲久厚生労働大臣による令和3年度薬価改定に関する合意を受けて、コメントを公表いたしました。

お問合せ先：日本薬剤師会 広報課

電話：03-3353-1171

FAX：03-3353-6270

koho@nichiyaku.or.jp

令和3年度薬価改定について

本日、内閣官房長官、財務大臣及び厚生労働大臣による折衝が行われ、令和3年度薬価改定については、乖離率5%（平均乖離率の0.625倍）を超える品目を対象とすること、また、新型コロナウイルス感染症特例として薬価の削減幅を0.8%分緩和することが合意されました（医療費ベースでマイナス約4,300億円、薬価収載品目の約7割が対象）。

来年度の薬価改定は、2年に1度の通常改定とは異なる、いわゆる中間年改定の時期にあたります。しかし、現在、新型コロナウイルス感染症への対応や感染防止について医療現場全体で最大限取り組んでいる状況の中、保険薬局・保険医療機関と医薬品卸との間で行われる医薬品購入については、例年とは異なる流通状態・取引状況にあるのが現状です。

本会としては、医薬品購入・取引に携わる関係者の事務的負担や経済的影響を考慮すれば、現在は薬価改定を実施する環境にはなく、例年とは異なる状況下での薬価調査結果（平均乖離率）に基づいて改定を行うのであれば、保険薬局等の経営への影響を最小限にするため、対象範囲は乖離率が大きい品目に限定すべきである旨これまで強く主張してきました。

中間年改定の目的は、市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するためであり、それに反対する理由はありません。しかし、一方で、過度な薬価の引き下げは、製薬企業・医薬品卸業・保険医療機関・保険薬局の経営に影響することは事実です。

そのため、中間年改定を含む薬価の毎年改定にあたっては、4大臣合意（平成28年12月、内閣官房長官・経済財政政策担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣決定）「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」において、薬価調査結果に基づき「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」ことが示されました。また、平成30年・令和元年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針、各年6月閣議決定）では、令和3年度の薬価改定の対象範囲について、市場実勢価格の推移や薬価差の状況と共に、「医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する」とされていました。

しかし、本日の3大臣（内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣）による折衝の内容は、これまでの4大臣合意および骨太の方針としての決定を大幅に超えるもので、極めて残念な合意であると言わざるを得ません。特に保険薬局は、調剤医療費に占める薬剤費の割合が7~8割と非常に高く、過剰な薬価引き下げによる経営面への影響は極めて大きなものであります。また、改定前に購入した備蓄医薬品の資産価値が、薬価改定を境に減少してしまうという問題もあります。

来年度の中間年改定が、保険薬局の運営・維持にどの程度の影響を及ぼすことになるのかについては今後注視していかなければなりません。本会としては、コロナ禍の中、すべての保険薬剤師・保険薬局が、感染症への対応や感染防止に取り組みつつ、地域住民・患者への医薬品供給・医薬品適正使用という任務を全うできるよう、引き続き支援していく所存です。

令和2年12月17日
日本薬剤師会